

事務連絡
平成23年9月8日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）社会福祉法人担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に係る質疑について

標記証明事務等については、平成23年8月2日付け社援基発0802第1号にて、通知したところです。

今般、御質問が多い質疑について、財務省税制関係担当課に照会したところ、下記のとおり、回答がございましたので、ご連絡します。

つきましては、同様の照会があった場合には、対応方よろしくお願ひいたします。

記

(質問)

現物で寄附した場合においても、その評価額が3,000円以上であれば寄附者の要件を満たすものとしてカウントすることができるか。

(回答)

当該現物寄附が金銭換算できるものであって、認定要件を満たす場合は、寄附金の額として取扱いをして差し支えないものとする。